

自動販売機設置に関わる仕様書

1 設置目的

- (1) 本校生徒の運動時の水分補給および、生徒の福利厚生を目的とする。そのため、取り扱う商品は単純な嗜好品ではなく、体調維持等に有用な物を主とすること
- (2) 本校への来校者および教職員の福利厚生を目的とする

2 設置期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 設置台数

清涼飲料水4台 食品等2台

4 設置場所

東京都立東大和高等学校（東京都東大和市中央三丁目945番地）

自動販売機の設置個所は、別紙平面図に示した位置のいずれかとする。ただし、少なくとも清涼飲料水のうち2台は建物外から購入可能な場所に設置すること

5 応募条件

- (1) 使用許可申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し所管行政庁から食品衛生法または食品製造業等取締条例（東京都条例）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、または食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けていないこと。
- (2) 税金を完納していること。
- (3) 資産状態が良好であること。
- (4) 都内に営業所を有していること。
- (5) 官公庁または学校への設置実績があり、使用許可の全期間営業を維持できること。
- (6) 使用を許可された者（以下、使用者とする）自らが使用すること。

6 使用条件

- (1) 別紙「5 教学高第3424号」「2」の「(7)」に記載された使用条件をアからケまで全て満たすこと。なお、使用条件のキ及びクについては各項目のとおり。

(以下、抜粋)

ア販売品目は、牛乳、清涼飲料水、パン等とする。

イ販売時間は、学校長が定めた時間内とすること。

ウ販売価格は、市価よりも低廉なものとし、この場合、使用料を免除する。

エ設置する場所は、屋内や昇降口など教職員の監視できる場所に限るとともに、容器の回収箱も併せて設置すること。

オ設置する自動販売機は、本体に漏電しゃ断器付のものとする。

カ災害等による停電時において、飲料を供給できる機能を有することが望ましい。

キ電子マネーでの支払いに対応していることが望ましい。

ク自動販売機を設置するに当たり、営業許可、保健所への届等、許可等法令に規定のある事項については、使用者が使用前に手続を行い、その許可書等の写しを添付の上、使用許可申請を行うこと。

ケ教育委員会及び学校長が必要と認める場合又は使用許可の条件に反した場合は、使用許可を取り消す。

- (2) 設置する自動販売機は、耐震対策及び転倒防止等の措置を施すこと。
- (3) 自動販売機は、災害等による停電時においても自動販売機に保存されている飲料を無償で提供できる機能を備えていること。
- (4) 支払い方法としては現金の外、電子マネーに対応していること。
- (5) 機器設置に当たって、校舎等の改修は行わない。現存の設備を利用したサービスに限定すること。また、本校は令和8年度夏以降仮設校舎へ移転予定であり、その際は使用者が移設作業をおこなう。また、仮設校舎側の設置場所の都合で、全ての自動販売機が移設できない場合がある。

7 販売品目

取扱いメーカー等は指定しない

学校教職員から交換の指示が出た場合は、即時対応すること。

(1) 清涼飲料水

少なくとも外部からアクセス可能な1台に経口補水液を入れること

校内美化等の観点から、商品は開閉栓のあるペットボトル等に入った物を基本とする
牛乳やプロテイン飲料等を取り扱う場合は、紙パックも可とする。

(2) 食品等

取り扱う商品はおにぎりやパン、サンドイッチ等昼食の代用になるものであること。
デザート類やお菓子、カップラーメン等は取り扱わないこと。ただし、カロリーメイト、
プロテインバー等栄養補助食品は可とする。

8 営業時間

(1) 販売時間は特に定めない

- (2) 商品搬入は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日午前9時から午後4時30分までにおこなうこととする。それ以外の日時におこなう場合は両者協議のうえ決定する。

9 販売価格

- (1) 販売価格は、市価より低廉なものとし、使用料を免除する。
- (2) 販売価格の改定がある場合は、必ず事前に学校に連絡の上、協議をおこなうこと

10 光熱水費

電気料等は使用者の負担とし、学校長と使用者の間で協定書（様式例 3-2）を作成する。
なお、使用量を算出するための子メーターを設置すること。

11 環境配慮

- (1) 自動販売機は、「2024 年版東京都グリーン購入ガイド」に定める環境配慮仕様（水準 1）を満たすものとする

（以下、抜粋）

【水準 1】

- ①缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。
 - ア. エネルギー消費効率が 1000kWh 以下であること。
 - イ. エネルギー消費効率達成率が 120%以上であること。
 - ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあつては、表 1 に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。
 - ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。
 - ④自動販売機本体は表 2 に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト等により公表され、容易に確認できること。
 - ⑤自動販売機の照明には LED が使用されていること。
 - ⑥自動販売機本体に使用されている鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。
 - ⑦屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。
 - ⑧自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。
 - ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。
- (2) 本件に履行に当たって自動車を使用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素化合物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等に提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- （3）車両を駐車する場合には「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、アイドリング・ストップを遵守すること。

1.2 提出書類

次の書類を3部（内2部は写し）提出すること。

（1）申立書

申請の前3年の間に、自動販売機による営業販売に関し、所管行政庁から食品衛生法（昭和22年法律第233号）又は食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）の規定に基づき、営業許可の取消し、営業の禁止、又は、食品衛生上の危害を除去するための必要措置命令の行政処分を受けたことがないことの申立

（2）登記簿謄本（現に効力を有する部分のみ）

個人で商号を用いている場合は商号登記簿謄本

個人で営業している場合は市区町村長の発行する身分証明書

（3）納税証明書

申請時を基準として直前1カ年の営業年度分とし、法人の場合は法人税及び法人事業税（いずれも、確定申告分）、個人の場合は、所得税及び個人事業税の納税証明書。ただし、納税実績のない場合はその理由を詳記した書面及び都民税並びに都内における主たる固定資産税の納税証明書

（4）財務諸表

申請時を基準として、直前2カ年の営業年度分とし、法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人の場合は、収支計算書及び営業用純資本計算書

（5）販売品目及び価格表（様式例2-2）

（6）営業許可書の写し

（7）経歴書

（8）印鑑証明書

（9）電子マネー一覧

支払い対応している電子マネーの種類が分かるもの

1 3 使用許可の申請

使用者に決定した者は学校長に対し、別紙「5 教学高第 3 4 2 4 号」「2」の「(8)」に記載された書類を提出し使用許可を申請すること

(以下、抜粋)

(8) 使用許可申請者から提出させる書類は次のとおり

ア 東京都教育財産使用許可兼使用料免除申請書 (様式例 1-2)

イ 販売品目及び価格表 (様式例 2-2)

1 4 使用許可の取り消し

次の各号に該当した場合、本校は許可期間の満了を待たずに使用許可を取り消す。

- (1) 使用者が使用許可条件に違反したと学校長が認めたとき。
- (2) 自動販売機設備の設置に起因し本校の施設管理、生徒指導及び、保健衛生上の問題が生じ、使用許可を取り消す必要があると学校長が認めたとき。
- (3) 使用許可部分を公用（施設改修工事を含む）または公共用に供するため、東京都教育委員会並びに本校が必要とするとき。
- (4) 使用者自らが真に止むを得ない事由により、自動販売機設備全ての撤去を学校長に申し出たとき。その場合、第三者への権利譲渡は認めない。
- (5) 使用許可の取り消しにより生じる使用者の不利益、損害等に対し本校は一切の補償をおこなわない。

1 5 その他

- (1) 使用者は設置する全ての自動販売機に故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示すること。また、自動販売機の故障、問合せ、苦情及び返金等については、使用者の責において迅速かつ適切に対処すること。自動販売機の設置によって第三者に生じた事故が、学校の責に帰さない事由による場合は、使用者が補償すること。
- (2) 使用者が本校施設並びに財産の全部または一部をき損、滅失させた場合は、本校係員に遅滞なく報告を行い、使用者の負担と責任において原状回復を行うこと。
- (3) 毎月 10 日までに、前月分の売り上げ状況がわかる資料を提出すること。
- (4) 自動販売機の設置、撤去及び現状復旧は、設置期間内に学校担当者の立会のもと、使用者の責任で行い、これらに要する費用等は使用者の負担で行うこと。
- (5) 履行に際し、知り得た情報を第三者にもらさないこと。
- (6) その他不明な点等については、両者協議のうえ決定する。

1 6 本校の概要 (参考)

- (1) 全日制課程 普通科 在籍生徒数 約 840 名 教職員数 約 60 名
- (2) 売上本数実績 別紙資料参照